主 本件控訴は之を棄却する。 理 由

元來刑事訴訟法第二百五十六條並に同法第二百九十一條に謂う起訴状の内公訴事実は其訴因を明示したければならないことは成文上明かであるが訴因と言うものはどんな程度に明示しなければならぬかと言うに起訴の原因乃至理由である事実の表示であると考えられるのである言葉を換えて言えば犯体即ち犯罪自体であつて此一部でも脱落して仕舞へば最早や犯罪の自体が形を爲さないと言う最少範囲の事実の明示であらなければならないと思うのである。

而して実行正犯は実行正犯としての罪体があり幇助罪は幇助罪としての別の罪体があつて決して二者間同一ではないと信ずるのである勿論幇助罪の罪体とは正犯の事実と幇助の事実を併せたものであつて幇助の事実のみで罪体を形成しないことは幇助罪が正犯の従属性から見ても当然であるが反対に正犯の事実そのものが幇助を当然包含すると言う事は考えられない。それは正犯のみあつて幇助のない場合もあるからである。

本件公訴事実中の訴因は実行正犯であつて幇助の事実にまで、及んでいないから若し正犯行為が無かつたとすれば当然其範囲で裁判すべきものであつて公訴事実を拡張して幇助罪まで判断すべきものでなく若し其範囲が不明であり或は不正確であったなら第一審裁判所は刑事訴訟法第三百十二條第二項に基いて訴因又は罰條の変更を命じてから裁判をしたければならない事と考えられるのである。

記録によれば、本件起訴状記載の訴因は論旨摘録の通りの窃盗の共同正犯の事実をあるのに原審は、刑事訴訟法第三百十二條によつて訴因を追加又は変更を命た窃盗に持て、判決において論旨摘録のように指げられたで多いに、判決においるのであった。この点は正に所論の通らとは公訴事実を法律的に構成したものをいい、ことに対してものもいる。しかしながら訴因とは公訴事実を法律的に構成したものをいい、ことは、刑罰法〈一要旨〉令の各本條に定める犯罪構成要件にあての間に公訴事実としての同一性が失われずるとの問に若干のおると判決の間に公訴事実としての同一性が失われずるはにで、そ保の出したのといるもので、判決の事実としての同一性がならば、この程度に変更において、財刑事訴訟法第三百十二條の措置を執るの要がない。ところの出版に近ののおいるものというべきにとは、従来における大審に幾多の判例に関しているものというべきことは、従来における大審に幾多の判例に受けているものを有するものというべきことは、従来における大審に対しのものではないが表別に変更にないると、それに対しているもので、それ自体が別個の犯罪構成要件を成立せしかるとい、それにある罪の共同正犯とせられているものをその罪の幇助に変更したからとて、それに対しているものをではないます。

よつて犯罪構成要件の同一性を失わしめたということはできないのである。果して 然らば、原審が前記のような事実認定をしたからとて訴因に包含せられない事実を 認定したものということを得ず、その間原審が刑事訴訟法第三百十二條所定の措置 をとらなかつたことはむしろその所であつて何等違法の廉はない。所論は右と異る 見解に立つて原審の措置を攻撃するもので、到底採用することを得ない。 よつて刑事訴訟法第三百九十六條に則り主文の通り判決する。 (裁判長判事 稲田馨 判事 鈴木禎次郎 判事 松本晃平)